

所得税の税率構造の推移

※（ ）内は課税所得金額

	59年	62年	63年	平成元年	7 年	11年	19年	27年～
税 率	%	%	%	% 万円	% 万円	% 万円	% 万円	% 万円
	10.5 (～ 50)	10.5 (～150)	10 (～ 300)	10 (～ 300)	10 (～ 330)	10 (～ 330)	5 (～ 195)	5 (～ 195)
	12 (～ 120)	12 (～ 200)	20 (～ 600)	20 (～ 600)	20 (～ 900)	20 (～ 900)	10 (～ 330)	10 (～ 330)
	14 (～ 200)	16 (～ 300)	30 (～1,000)	30 (～1,000)	30 (～1,800)	30 (～1,800)	20 (～ 695)	20 (～ 695)
	17 (～ 300)	20 (～ 500)	40 (～2,000)	40 (～2,000)	40 (～3,000)	37 (1,800～)	23 (～ 900)	23 (～ 900)
	21 (～ 400)	25 (～ 600)	50 (～5,000)	50 (2,000～)	50 (3,000～)		33 (～1,800)	33 (～1,800)
	25 (～ 600)	30 (～ 800)	60 (5,000～)				40 (1,800～)	40 (～4,000)
	30 (～ 800)	35 (～1,000)						45 (4,000～)
	35 (～1,000)	40 (～1,200)						
	40 (～1,200)	45 (～1,500)						
	45 (～1,500)	50 (～3,000)						
	50 (～2,000)	55 (～5,000)						
	55 (～3,000)	60 (5,000～)						
	60 (～5,000)							
	65 (～8,000)							
	70 (8,000～)							
住民税の 最高税率	18%	18%	16%	15%	15%	13%	10%	10%
住民税と 合わせた 最高税率	88% (注1)	78%	76%	65%	65%	50%	50%	55%
税率の刻み数 (住民税の税率 の刻み数)	1 5 (1 4)	1 2 (1 4)	6 (7)	5 (3)	5 (3)	4 (3)	6 (1)	7 (1)

(注1) 昭和59年については賦課制限がある。

(注2) 平成25年(2013年) 1月から令和29年(2047年) 12月までの時限措置として、別途、復興特別所得税(基準所得税額の2.1%(令和9年(2027年) 1月以後は1.1%))が、令和9年(2027年) 1月から当分の間、別途、防衛特別所得税(基準所得税額の1%)がそれぞれ課される。